【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（第一条の三の三　削除）

（改正前）

（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）

**第一条の三の三**　法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。

一　当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。）

二　当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの

イ　当該組合の事業に常時従事する組合員

ロ　当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を発揮して当該組合の事業に従事する組合員（イに掲げるものを除く。）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】 （改正なし）

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】

（改正後）

（有限責任事業組合契約で公益又は投資者保護を確保することが必要と認められるもの）

**第一条の三の三**　法第二条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、有限責任事業組合契約（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。第三条の四第四号において同じ。）であつて、当該有限責任事業組合契約によつて成立する有限責任事業組合（以下この条において「組合」という。）が次に掲げる要件のすべてに該当するもの以外のものとする。

一　当該組合の業務執行の決定について総組合員の同意を要するもの（有限責任事業組合契約に関する法律第十二条第一項ただし書及び第二項本文に規定する組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをする場合において、当該組合の業務執行の決定について総組合員が同意をするか否かの意思を表示することを要するものを含む。）

二　当該組合の組合員のすべてが次のいずれかに該当するもの

イ　当該組合の事業に常時従事する組合員

ロ　当該組合の事業のために欠くことができない専門的能力を発揮して当該組合の事業に従事する組合員（イに掲げるものを除く。）

（改正前）

（新設）